

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<p><b>【鎌倉市の津波避難計画について】</b></p> <p>○ 神奈川県が設定した津波の想定値は14.6メートルで到達時間は8分に設定されているが、市の津波避難計画は、ハード・ソフト面、津波の高さ、速さ、要避難者数、避難に必要な時間等の想定が、不適切である。津波は、水深が浅いものでも、人が流されたり、住宅が全壊したりすることがある。市民を守るためには、より具体的できめ細やかな配慮が必要であるが、現在の市の計画には、ハザードマップに沿岸部の地域表示がないこと、非浸水地域の指定にあたって津波の最大遡上高を考慮していないこと、設定されている集合場所、避難ビル、ミニ防災拠点らが、全てごく僅かな人達しか使えないこと等の問題点がある。</p> <p>このような問題点があるにもかかわらず、地形や避難に要する時間の差異などの地域性を無視して、県や国の文書に従うだけでは、市民の安全を守る義務に違反する非違行為ではないか。</p> <p>○ 市は、地震発生後の三日間は避難者たちの自助努力が必要であると述べている。その理由は、切通しが通れなくなること、備蓄倉庫の鍵を管理する職員が不在となり、必要な大型貯水槽も不足すること、自衛隊の優先出動が他の人口の多い街に集中することを挙げている。</p> <p>しかし、災害対策基本法によれば、市長は住民の生命財産を守り、避難した人々に必要な支援を行う義務があり、法に基づき計画を作成・実行する権限と責任があるため、市の対応は誤っている。</p> <p>○ 津波災害が発生した場合、被害者本人や遺族等から市に対して集団訴訟が提起されるのは避けられず、市の敗訴が予想される。その賠償金の問題以外にも、人命軽視の評判や国家予算に対する経済的な悪影響が生じる。</p> <p>最悪の状況に備えるためには、防災方針の変更が必須である。他人事ではなく、自分事として計画を立案・実行することが必要と考える。</p>	<p><b>【鎌倉市の津波避難計画について】</b></p> <p>○ 津波等に関する都市防災対策については、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）」において、「だれもが安心して居住することのできる、災害に強い都市づくりを目指して、『災害危険を軽減する都市空間の創造』、『災害を防御し安全な避難地、避難路を確保する都市構造の創造』、『安全で快適な都市環境の創造』を図る」としています。</p> <p>また、鎌倉市都市マスタープランにおいて、「被害を最小限に抑える『減災』の観点をより重視して、避難を軸としたまちづくりに取り組みます。」とし、鎌倉市立地適正化計画の防災指針に沿って、津波避難対策を実施すると市から聞いています。</p> <p>なお、市の津波避難計画に係る御意見については、市の所管部局に伝えます。</p>

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<p><b>【津波対策に係る具体の提案について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民にとって、地震や津波のレベルや予測される浸水の程度、津波が到達するまでの時間などが重要な関心事であり、それに基づき行動を決める必要がある。床下浸水するのか、2階に上がれば安全なのか、避難が必要なのか、また避難場所やルートはどこなのかなど、様々な情報が必要である。</li> <li>○ 提案として、発生する地震・津波ごとに、津波高、到達時間、マグニチュード、震源あるいは震央の他、幾つかの地域を現地到達時間と到達高でグループ分けし、グループごとに放送の周波数を変えて、市民が必要とする即時情報をAIの利用で伝える等ができないか。</li> <li>○ また、岸壁から沖合にAI計測器をつけたブイを配置し、データを収集することで、リアルタイムのデータを市民のスマートフォン等に送信することができる。また、大学の研究機関や政府機関と提携することで、海底の深度や形状の変化、津波特性の情報が蓄積し、自身や津波の予知能力が向上することも期待できる。さらに、AIドローンを使用した海中・海底・洋上の立体映像により、最新のハザードマップと整合性のあるハザードAI情報を生成することができ、相乗効果が得られる。</li> <li>○ 住宅街では、地下に必需品等を備蓄した量産型核シェルターを埋設するとともに、電動機、蓄電器、エレベーターを備えた円錐型タワーを緊急避難用施設として設置する。繁華街では中層ビルの地下室を拡張して避難スペースを作り、建物を補強したうえで、屋上にタワーを設置する。海浜部では公園駐車場を臨時避難場所化し、近辺に緊急避難タワーを建設する。さらに、関係機関と協力して災害対策のパンフレットを作成・配布し、AIロボットをホテルや駅前に設置して多言語で情報を提供することを提案する。</li> <li>○ また、広域の地震や津波に対する救助活動を行うために、行政機関や自衛隊、警察などの代表者が役割分担・連携・調整等を行い、一つのチームとして機動的に動けるようにしておくことが大切である。さらに、各代表者がそれぞれの関係機関への窓口となって協力し合うほか、シェルターや</li> </ul>	<p><b>【津波対策に係る具体の提案について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波対策に係る具体の御提案については、県及び市の所管部局に伝えます。</li> </ul>

第8回線引き見直しに係る都市計画公聴会 公述意見の要旨と県の考え方（鎌倉都市計画区域）

公聴会 令和6年10月31日

公述人	公述意見の要旨	県の考え方
A氏	<p>タワーの開発・設置も、このチームで行うことを提案する。</p> <p><b>【鎌倉市の津波対策と神奈川県危機管理体制への要望について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鎌倉市長に対して、津波対策に関し、県が行う津波災害警戒区域の指定を迅速に申請することを強く提案する。</li> <li>○ また、神奈川県知事に対しては、県の広域防災の危機管理体制を整備するために、関係機関との連絡網やチーム作りのリーダーシップを早急に執っていただきたい。</li> </ul>	<p><b>【鎌倉市の津波対策と神奈川県危機管理体制への要望について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波災害警戒区域の指定に関しては、整開保において、「津波災害に関連して、津波災害特別警戒区域や津波災害警戒区域の指定の検討や津波避難施設及び防災施設の整備を検討する。」としています。</li> </ul> <p>なお、津波災害警戒区域の具体的な指定及び県の広域防災の危機管理体制に関する御意見については、県及び市の所管部局に伝えます。</p>